

検針日基準、ガス協会からも要望

—ASBJ、収益認識専門委

去る10月16日、企業会計基準委員会は第109回収益認識専門委員会を開催した。

電気事業連合会より要望されている、収益認識基準において検針日基準を代替的な取扱いを認めることへの可否について、第443回親委員会では整理され

た論点(2020年11月1日号(No.1593)情報ダイジェスト参照)を踏まえ、検討が行われた。

主な審議内容は次のとおり。**電事連からの追加の説明**

第443回親委員会において、電事連より「見積りに伴う収入と費用の対応関係」、「スマートメーターによる料金計算」、「見積りをする場合の実務負担」について追加の説明があったこと、およびその内容について事務局より紹介があった。

電事連は「見積りをする場合の実務負担」について、年度決算で見積りを実施すれば決算スケジュールがよりタイトになり、結果として翌月内開示が困難になることを挙げた。

これに対し、専門委員から「翌月内開示をどの程度遵守する必要があるのか」という質問があり、事務局は「義務ではないが、早期開示への要請が年々高まるなかでの、投資家への配慮ではないか」と回答した。

監査上の観点

事務局より、監査人へ行った質問への結果が提示された。

そのなかのバックテストに関して、監査基準委員会報告書540第8項の要求事項に対応することとは困難であり、見積りの合理性を評価することは難しい旨が報告された。

この報告に対して、専門委員からは一定の理解が示された。

他の代替的な取扱いとの整合性

続いて、他の代替的な取扱いとの整合性の観点について、検討が行われた。

検針日基準による代替的な取扱いは、それを認めることで財務諸表の比較可能性を大きく損なわせない範囲に含まれるかが論点になるとされる。親委員会では次の考え方が示された。

- ① 電事連の「見積部分が利益に与える影響が大きい」という主張は、会計基準の原則に従わない場合には財務諸表間の比較可能性が損なわれる可能性があること示唆と考えられる。
- ② 代替的な取扱いは例外的な処理であることから比較可能性維持の条件に必ずしもこだわる必要はない。

前記②に対し、専門委員より「必ずしもこだわる必要はない」と考えられる背景は何か」との質問があった。事務局からは「議論の前提として、代替的な取扱いを認める場合と認めない場合の両論を提示する進め方をしている。代替的な取扱いが認められる場合、『例外的な処理』として認め得る可能性がある」と示しているだけで、具体的な論理は今後議論していく必要がある」と回答がなされた。

この他にも専門委員からは「不確実性が高くても見積りは行うべき」、「他の業界団体から不公平と思われる可能性があり、納得感がある説明が必要」など、検針日基準による代替的な取扱いを認めることへの懸念を表明する意見が多く示された。

日本ガス協会からの要望

去る10月22日に開催された第444回親委員会において、日本ガス協会からも要望が提起されたことから、同協会の担当者が参考人として説明を行い、質疑応答がされた。

日本ガス協会においても、電事連と同様、ガス料金の見積りについて検討を行い、実際に複数のガス会社でいくつかの方法で見積りを行ったうえで、その結果をもとに見積方法の評価を行った。

会計

時価算定する投信の対象範囲、検討

—ASBJ

去る10月22日、企業会計基準委員会は第444回企業会計基準委員会を開催した。

投資信託の時価の算定に関する取扱いについて、第160回金融商品専門委員会(2020年11月1日号(No.1593)情報ダイジェスト参照)での検討を受け、審議が行われた。

金融資産対象の投信

専門委員会では「信託受益権や組合等への出資の会計処理も検討の範囲に加えるべき」との意見が聞かれたことに対して、事務局から、「今回の検討は、改正前の金融商品実務指針62項(投

その結果、電事連の見積結果と同様の結論となり、見積方法はいずれも合理的であるとは評価できないため、検針日基準を代替的な取扱いとして認めてほしい旨の要望が示された。

委員からは「電気事業とガス事業で異なる点があるのか」といった質問があり、参考人から「電気は送電ロスを考慮する必要があるが、ガスは送出量と使用量がほとんど変わらない点が異なる」といった回答があった。

資信託の時価評価)の定めを適用していた金融商品の時価の取扱いを定めることが目的であるため、それらの適用対象範囲をあらためて整理することは、本プロジェクトの範囲を越えている」との対応案が示された。

委員からは「本プロジェクトの範囲外と切り捨てるのではなく、その範囲について検討すべきでは」との意見があった。

不動産対象の投信

不動産投信の時価評価については、事務局から「貸借対照表額を時価とすることで会計処理を統一する」とする提案が示された。

委員からは「不動産投信は、法的には投資法人であり、一定の議決権があれば影響力基準が適用されるので、株式会社ではなく、投信と同じ取扱いにすることはどうか」といった反対意見が聞かれた一方、「投信に揃えるほうがつきりする。株式会社との反対意見が聞かれた。事務局から「組合には金融商品的なものであるが、投資法人のそれは保有する資産であり、投信に近い」との意見も聞かれた。

組合等の時価の注記

事務局から「組合等への出資について時価の注記を求める」と提案がされていた。

委員からは「現状維持がよい」、「組合は非上場株式に近いものが多く、受け入れがたい」との反対意見が聞かれた。事務局から「組合には金融商品的なものも含まれる。再度検討して提案していききたい」との回答があった。

国際会計

返済の必要のない報酬等に関するASU、公表—FASB

去る10月15日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2020-08「債権—返済の必要のない報酬とその他の費用(サブ・トピック310-20)」の基準書の改善(以下、「本ASU」という)を公表した。

公表の経緯と本ASUの概要

本ASUは、基準書改善プロジェクトの一環である。2017年に公表されたASU 2017-08「返済の必要のない報酬とその他の費用(サブ・トピック310-20)」購入した償還可能債券のプレミアム「償却」は、証券の償却原価

未満の固定価格であらかじめ決められた日に償還可能である(callable)という明示的無条件の償還オプション(call option)を有する証券を対象としており、「債券の償却原価」が「償還日(call date)の発行者による返済額」を超える超過額(プレミアム)は、次の償還日までに償却される。

ASU 2017-08は、公開事業企業には2018年12月16日以降開始年度から適用され、早期適用が認められていた。本ASUでは、企業が、債券の返済期間を使用した有効な利

**投資のハナシ
裏表**

オプションの価格

三田 哉

オプションの正しい価格は簡単に計算できると思われるような気がする。ブラック・ショールズ式に金利やボラティリティを入れれば、終わりと思われるのではないだろうか？ 世のなかで、よく喧伝されている「オプションの公正価値」、「オプションの評価価格」の意味を整理しておく。

オプションの価格は、いろいろが適正なのか？ 答えを知りたいければ、市場で実際に取引してみればよい。売りたい人と買いたい人が、ある価格で合意するはずだ。それが公正な価格だ。つまり、「価格は需給で決まる。計算は不要」……この法

計算に使うボラティリティが違っているからだ。簡単に計算できると思っているほとんどの人は、計算に必要なボラティリティとはヒストリカルボラティリティだと思っ

「オプション」の世界でも成り立つ。日経225のオプションは取引所で取引されているので、ここについた市場価格が公正な価格、誰からも間違っていると文句の出ない価格である。公正価格とは、その価格で売ったとしても、あるいは買ったとしてもどちらかに有利にならない(超過利益を得ることができない)価格だと理解している。いわゆる効率的市場でつ

彼らは、オプションの公正な価格が、「ブラック・ショールズ式を使えば簡単に計算できる」と思っ

そう思っている人々にいっておう。銀行、証券会社は膨大なデリバティブズのポジションを保有している。それらの評価にはヒストリカルボラティリティは使われない。もし、評価にヒストリカルボラティリティを使うと、評価価格と市場価格に大きな乖離があるから、売買をするたびに大きな売買損益が発生する。だから、監査法人はヒストリカルボラティリティを使うことを絶対に認めない。利用者側も、そんな実態と離れたパラメータは使いたくはない。(続く)

回り (yield) を置き換える場
合について、ASU2017-

08の「償還オプションが行使さ
れない場合」から「残余のプレ

ミアムがない場合、または今後
の償還日が存在しない場合」に

変更している。

適用関係
公開事業企業における本ASU

Uの適用日は、2020年12月

16日以降開始年度で、早期適用

は認められない。

国際会計

リースの3つの改善ASU案、公表

— FASB

去る10月20日、FASBは会計
基準アップデート (ASU) の公開草案「リース (トピック

842) — 的を絞った改善」(以下、
「本公開草案」という) を公表

した。

2016年にFASBはASU2016-

02「リース (トピック842)」を公表したが、本公開

草案は、関係者からのトピック

842の改訂要求に対応するもの

で、次の3つについて改訂して

いる。

変動リース料のある販売タイプ

プ・リース (貸手) のみ

現行のトピック842では、「貸

手」は、リース開始時に、特定

された規準を基礎に、リース

を「販売タイプ・リース」に分

類するかどうかを決定すること

を要求されている。「貸手」は、
参照指標または率 (消費者物価
指数または市場金利など) に依

存しない変動リース料は支払が

発生した場合に、収益として認

識し、リース債権から除外する。

本公開草案のリース分類の改

訂により、「貸手」は、リース

開始日に、主に変動し、参照指

標または率に依存しないリース

料のあるリース (販売タイプ・

リース) の規準を満たしている

リースを含む) を「オペレーティ

ング・リース」に分類し、会計

処理することを要求される。

リース負債の再測定

オプション (借手) のみ

現行では、変動リース料の一部

またはすべての基礎となる参照

指標または率の変動のみによつ

て、「借手」がリース負債を再測

定することを禁止している。参

照指標または率の変動から生じ

る将来のリース料の変動は、変

動リース費用として、支払義務

が発生した期間に認識される。

本公開草案では、企業は、会

計方針の選択として、将来の

リース料に影響を与える参照指

標または率の変動が発生した日

に、リース負債を再測定するオ

プションを選択できる。リース

負債の再測定はオプションを選

択した企業は、その事実を開示

しなければならない。

リース契約の範囲を減少させ

る条件変更 (modifications)

2つ以上の別個のリース構成

要素から構成されることとなる

複数の原資産を使用する権利を

借手に与える契約では、すべて

ではないが1つ以上の原資産を

使用する権利を終了することが

ある。現行では、リース契約が

変更されたときに、「借手」と「貸

手」の双方に、契約の残余のリー

ス構成要素の再分類と会計処理

の変更を要求している (条件変

更の会計)。この条件変更の会

計は、早期の契約終了が残余の

リース構成要素に経済的な影響

を与えるかどうかにかかわらず

要求される。

本公開草案は、リース期間終

了日より前に、1つ以上のリー

ス構成要素を終了し、早期の終

了が残余のリース構成要素に経

済的な影響を与えない場合、契

いて条件変更の会計の適用を免

除している。

適用関係
コメント期限は2020年12

国際会計

監査人の独立性規則の改正、公表

— SEC

去る10月16日、SECは監査
人の独立性を規定している規則

S-Xの2-01項の改正を公表

した。

監査人の独立性の要求は、

2000年に最初に制定され、

2003年に一部改正された

が、その後アップデートされて

いなかった。

SECとSECスタッフは、

市場環境と業界実務の変化のな

か、約20年にわたる事例の経験

を通じて、独立性の規則の適用

と独立性の要求の効率性と有効

性について学んできた。

関係者から聴取した意見も検

討したうえで、今回の改正に

至った。

改正点
主な改正点は次のとおりであ

る。
・「被監査会社の関係者
(affiliate)」と「投資会社に
おける関係者」の定義を変更

月4日まで。本公開草案の適用
日は未定で、早期適用は認めら
れる。

適用関係

・独立性を損なう貸付関係の除
外となる借入れの範囲に、「学
生ローン (被監査会社に対し

て学生ローンの残額がある監

査パートナー (担当ではない)

者がローン) を追加

禁止されるビジネス関係につ

いて、「重要な (substantial)

株主」を「重要な影響を

有する便益者 (beneficial

owner)」に置換え

・「従来の古くなった移行措置」

を「M&A取引の結果として

のみ発生する意図しない独立

性違反に対処するための移行

措置」に置換え

適用関係

改正は、連邦官報に掲示から
180日後に有効となり、公表
後の早期適用は認められる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年10月21日	監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」等の改正について(公開草案)	JICPA	予定されている監査基準の改訂により、監査人がその他の記載内容に関して、重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払うことが求められること等を受け、監査人への要求事項が記載されている。なお、監査報720の名称は「その他の記載内容に関連する監査人の責任」となる予定。コメント期限は2020年11月24日まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20201021hje.html	—
2020年10月21日	資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正について	東証	2022年4月に予定されている市場区分の再編に係る第一次制度改正事項として、新規上場基準等、債務超過に関する上場廃止基準等の見直しを行ったもの。2020年11月1日より施行。 https://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html	—

デジタル通貨による国際通貨の主導権争い

金融

米連邦準備制度理事会（FRB）のパウエル議長は10月19日、国際通貨基金のパネル討論会で、「中央銀行デジタル通貨（CBDC）が決済システムを改善する方法は多く考えられ、その分野にはおおいに関心を持っている」と述べた。日銀も、CBDCの導入について現時点では否定的だが、実証実験は来年度の開始を見据えている。

昨今、世界的にCBDCについての議論が盛んな一因としての推進が背景にある。中国は今年4月からデジタル人民元の実証実験を開始し、10月には5万人が参加する実証実験を始めるなど、CBDCの推進に積極的だ。

日米欧については、スウェーデンのe-クロナなど一部積極的に進めている動きもあるものの、総じてこれまではそのマインスマスを強調する議論が目立った。しかし、米中が貿易競争をはじめとする本格的な覇権争いの動きを強めるなかで、国際通貨としての主導権争いも顕

著になりつつある。たとえば、日本国内では日銀が日銀ネットを通じて円の決済システムを提供しているが、国際間では統一された中央銀行は存在しないため、米ドルを中心にSWIFTと呼ばれるシステムが国際金融取引の主要インフラとなっている。アメリカは、かつて対イラン制裁の際にイランの金融機関をSWIFTにアクセスできないようにしたが、中国はこうした状況に陥ることは避けたいはずだ。

これを可能にするのがデジタル人民元だ。ブロックチェーン技術が用いられるため、SWIFTを経由しなくとも資金決済が可能になる。アメリカがこれまでCBDCの導入に否定的だった理由の1つがこれである。世界経済の中心に位置する基軸通貨ドルの優位性をCBDCが否定することになるからだ。

しかし、今になってCBDCへの関心が高まらざるを得ないのは、こうした国際通貨としての主導権争いが背景にあるとの見方がある。

米大統領選挙後、コロナ禍と経済、株価は？

証券

10月中旬以降、世界各国の株価は、騰勢一服、横ばい状態という調整局面に入っているようにみえる。米大統領選挙の結果待ちとみることができ、各国経済の現状は、中国を例外として、似たような状況にあるとされる。

今年2、3月頃から新型コロナウイルスの感染拡大が世界的な問題となり、各国は社会・経済活動の自粛、停止に踏み切った。その結果、景気は一気に冷え込み、GDPは大幅なマイナス成長へ、企業収益は赤字転落が続出という危機に陥った。

各国政府は大規模な金融・財政政策を実施、景気テコ入れに乗り出した。金融政策では単なる金融緩和にとどまらず、中央銀行が有価証券を直接購入する、財政政策では政府が個人に直接現金を配る、といった異例の政策を採用した。

このような政策支援を受け、GDPは4-6月期を最悪期とし、以後、マイナス幅が縮小していく展望が生まれ、世界経済の著しい悪化への懸念は薄らい

でいったように思われる。米大統領選挙直前、各国の株価をみると、3月中旬の同時暴落に見舞われた後、回復過程にあるといえるが、今年の新価値に到達したのは、比較的感染状況が落ち着いている中国、韓国、台湾の3カ国のみである。一方、スペイン、イタリアは株価回復が鈍く、コロナ禍の打撃の程度を反映しているとの声もある。

米市場では、大統領選挙でどちらが勝っても株価には響かないとする見方が強まっているようだ。しかし、アメリカの感染状況は改善しているとはいえない。EU主要国で第2波の感染拡大が深刻さを増すなど、数多くのリスクにさらされている株式市場の実情を軽視する見方であり、市場の傲慢という批判を招きかねないとの声もある。

ただ、いち早くプラス成長に転じた中国経済がこれから世界経済や各国の株式市場にどのような影響を及ぼしてくるか、確実な株価のプラス要因であるだけに、情勢が注視されている。